

財務省告示第二百三十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年四月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（変動・十五年） （第二十七回）
二	発行の根拠 法律及びその の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び国債 整理基金特別会計法（明治三十 九年法律第六号）第五条ノ二
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	基準金利との利回り格差を競争 に付して行われる入札発行
五	募入決定の 方法	各申込みのうち利回り格差の 値が小さいものからその応募 を順次割り当てる。
六	発行額	額うち、財政法第四十九条の規 定に基づき発行した利付国債に ついては、額面金額で四千八百 七十億円、額面金額で四十八 計法第五条ノ二の規定に基づき 発行した利付国債について、 額面金額で五千二百二十億 九千九百九十二億円
七	払込金額	九千九百九十二億円
八	最低額面金 額	十万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿

十四 初期利子

の国法人が適用を受ける所得税
すの税率を乗じた金額を控除
平成十六年九月二十日を払
と成、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.52 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六月間に属す
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{標準金利} - 0.83 \times 1}{100 \times 2}$$

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払入場所
二十 払者参加日

平成三十一年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成十六年三月二十二日